

感染症法上の位置づけの変更 (5類移行)に伴う対応

感染症法上の「新型コロナウイルス感染症」の位置づけ

感染症法第6条

この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

7 この法律において「**新型インフルエンザ等感染症**」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一、二（略）

三 **新型コロナウイルス感染症**（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）



四（略）

～5月7日

新型コロナウイルス感染症の
特別な対応



6 この法律において「**五類感染症**」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 **インフルエンザ**（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

二～八（略）

九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く。）であって、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして**厚生労働省令で定めるもの**

5月8日～

季節性インフルエンザと
同様な対応

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の対応は、季節性インフルエンザと同様な対応を原則としつつ、段階的に移行する。

5 類移行に伴う対応の変更①

項目	～5月7日	5月8日～	季節性インフルエンザ
外来医療	診療・検査医療機関 (県が指定)	外来対応医療機関 (県が指定)	医療機関の指定なし
入院医療	確保病床を有する病院 (県が指定)	医療機関の指定なし (全ての病院)	医療機関の指定なし
入院調整	行政による調整	原則、医療機関間による 調整	医療機関間による調整
医療費の 自己負担	検査料や入院医療費等を 公費支援	自己負担あり (新型コロナ治療薬は公費支援、 入院医療費は高額療養費制度を通 じた公費支援)	自己負担あり
療養場所	入院、宿泊療養施設、 自宅	入院、自宅	入院、自宅
受診相談 健康相談	保健所、コールセンター (自宅療養ホットセンター)で実施	保健所、コールセンター (夜間・休日健康相談窓口)で 実施	なし (保健所等の相談窓口で対応)

5 類移行に伴う対応の変更②

項目	～5月7日	5月8日～	季節性インフルエンザ
高齢者施設への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象に必要な応じて研修実施 ・感染発生時の支援 等 	左記を継続 (医療機関との連携を強化)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象に必要な応じて研修実施 ・感染発生時の支援 等
療養期間	入院は10日間 自宅等は7日間	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまで推奨※1	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで※2
外出自粛要請	あり (全ての陽性者・濃厚接触者を対象に要請)	なし (療養期間を参考に、個人の主体的な判断)	なし (療養期間を参考に、個人の主体的な判断)
濃厚接触者	基準に基づき特定	特定せず	特定せず
陽性者数の把握	全数把握	定点把握	定点把握
感染対策	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、行動制限等を県民、事業者等に要請等	県民、事業者の自主的な判断の参考となる情報を提供し、呼びかけを実施	県民、事業者の自主的な判断の参考となる情報を提供し、呼びかけを実施

※1 令和5年4月14日付 厚生労働省事務連絡

※2 学校保健安全法施行規則第19条第2項

受診相談・体調急変時の健康相談

発熱時等における医療機関への受診相談や新型コロナウイルス感染症の陽性判明後における体調急変時の健康相談を受け付ける体制を整備する。

●月～金曜日 9時～17時

保健所名	所管区域	電話番号	Fax番号
岡山市保健所	岡山市	086-803-1360	086-803-1713
倉敷市保健所	倉敷市	086-434-9819	086-434-9805
備前保健所	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	086-272-3934	086-271-0317
備前保健所 東備支所	備前市、赤磐市、和気町	0869-92-5180	0869-92-0100
備中保健所	総社市、早島町	086-434-7072	086-425-1941
備中保健所 井笠支所	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	0865-69-1675	0865-63-5750
備北保健所	高梁市	0866-21-2836	0866-22-8098
備北保健所 新見支所	新見市	0867-72-5691	0867-72-8537
真庭保健所	真庭市、新庄村	0867-44-2990	0867-44-2917
美作保健所	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町	0868-23-0163	0868-23-6129
美作保健所 勝英支所	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	0868-73-4054	0868-72-3731

●夜間・休日健康相談窓口

平日17時～翌日9時、土日・祝日24時間 電話番号 086-226-7073

高齢者施設等への支援

重症化リスクの高い方が生活する高齢者施設等については、平時から感染予防や医療機関との連携強化を図るとともに、クラスター発生時には感染管理支援を行う。

実施主体	平時	有事
高齢者施設等	業務継続計画の作成・研修・訓練等、 医療機関との連携強化、 ACP※の実施	業務継続計画の実施、 嘱託医・協力医療機関へ相談・往診等の依頼、 施設所管課や保健所への報告 等
嘱託医・ 協力医療機関	高齢者施設等との連携強化	相談対応、往診、 入院要否の判断・入院調整
施設所管課等	厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」等を参考にしながら助言等	関係団体を通じた人材派遣、補助金等の 業務継続支援
保健所	感染予防研修等	感染管理支援、 必要に応じてOCITによる支援の要請 等
岡山県クラスター対策班 (OCIT)	感染予防対策の助言・指導等	保健所が行う感染管理の支援
岡山県新型コロナウイルス感染症対策室	派遣体制整備、感染予防研修、集中的検査等	保健所の要請に基づきOCITを派遣

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

もしものときのために、患者が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有すること（出典：厚生労働省ホームページ）

感染状況の公表

項目	～5月7日	5月8日～	備考
新規陽性者数	医療機関からの報告をもとに、毎日年代別、保健所別に公表	定点医療機関（84医療機関）からの報告をもとに、一週間分を毎週金曜日に公表	5/8～14の発生分を5/19に公表
死者数、クラスタ一件数	医療機関からの届出をもとに、毎日公表	<ul style="list-style-type: none"> ・死者数：国が人口動態統計において把握・公表 ・クラスタ：なし 	感染症法に基づく医療機関の届出義務がなくなるため
入院状況	確保病床使用率、入院者数を毎週金曜日に公表（速報値を毎日公表）	確保病床使用率、入院者数を毎週金曜日に公表	初回は5/12に公表
陽性率、自宅療養者数	医療機関、保健所からの報告をもとに毎週金曜日に公表	なし	定点把握への移行により、陽性者数の把握ができなくなるため

新型コロナウイルスワクチン令和5年春開始接種

接種開始日	令和5（2023）年5月8日（月）
対象者	初回接種を完了した次のいずれかに該当する者 ・ 65歳以上の者 ・ 5歳～64歳の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者 ・ 医療従事者等及び高齢者施設等の従事者
接種券	・ 未使用の接種券をお持ちの方は、すでに送付されている接種券を使用 ・ 新たに送付する接種券の発送方法は、市町村ごとに決定

- ・ 令和5年春開始接種の対象とならない12～64歳の者は、5月7日を過ぎると令和4年秋開始接種が終了し、9月まで追加接種することができなくなる。
- ・ 令和5年9月から、5歳以上の初回接種を完了した全ての者を対象に令和5年秋開始接種が開始する。
- ・ なお、初回接種は、引き続き生後6か月以上の全ての者が接種できる。

		令和5年度		
		令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種
期間等		5月7日まで	5月8日～8月31日	9月1日～12月31日
12歳以上	65歳以上	接種対象	接種対象	接種対象
	基礎疾患あり		接種対象外	
	医療従事者等			
上記以外 (健常な65歳未満)				
5～11歳	基礎疾患あり	接種対象		
	上記以外 (健常な小児)	接種対象外		
		未接種者は継続		

生後6か月～4歳（初回接種）	接種対象（従来型ワクチン）
初回接種未完了者	接種対象（従来型ワクチン）